

大和川流域委員会

設立会

会議資料

平成16年5月29日

近畿地方整備局

目 次

1 . 新しい河川整備の計画制度	1
2 . 大和川流域委員会の設立趣旨	5
3 . 大和川流域委員会の審議対象範囲	6
4 . 大和川流域委員会準備会議の要旨	7
5 . 大和川流域委員会規約	1 5
6 . 大和川流域委員会委員長の選出	1 7
7 . 大和川流域委員会の庶務	1 8

1 . 新しい河川整備の計画制度

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました（図1参照）。

また、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない、また、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬとされました（図2参照）。



図1 河川法改正の流れ

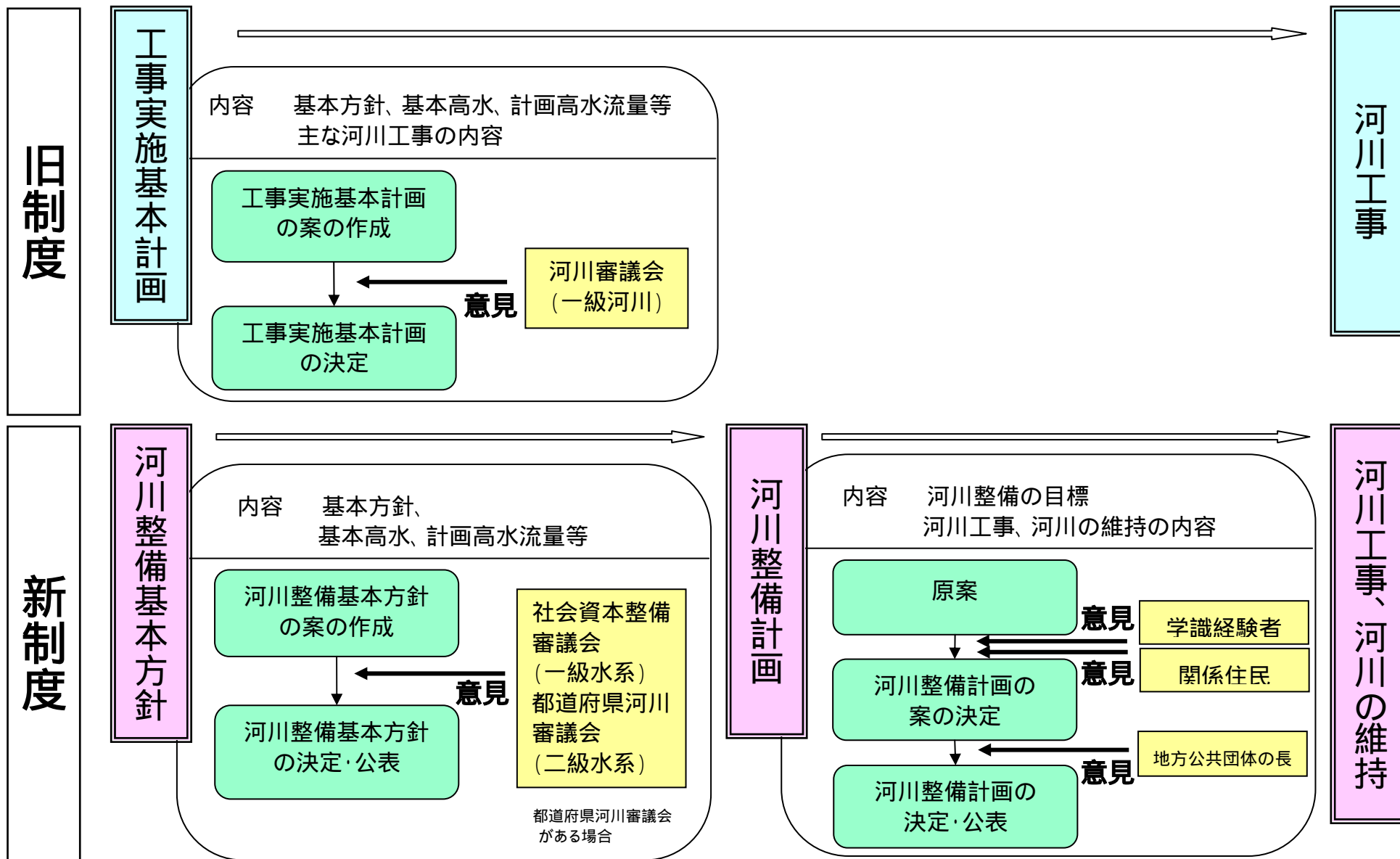


図2 新しい河川整備の計画制度

河川整備基本方針

河川法第十六条第1項

河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。

当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の整備の基本となるべき事項

- ・ 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分
- ・ 主要な地点における計画高水流量
- ・ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅
- ・ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量

* 基本高水 : 洪水防御計画の基本となる洪水で、ダム等の人工的な貯留施設による調整を受けず、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出る洪水

* 計画高水流量 : 基本高水が各種の貯留施設により洪水調節された後に、河川に流れ出る流量

* 計画高水位 : 河川改修後において計画高水流量を安全に流下させうる水位

河川整備計画

河川法第十六条の二第1項

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。

河川整備計画の目標に関する事項

- ・ 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
- ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
- ・ 河川環境の整備と保全に関する事項

河川整備の実施に関する事項

- ・ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川法第十六条の二第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川法第十六条の二第4項

河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2 . 大和川流域委員会の設立趣旨

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い、「河川整備基本方針」、「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画を策定するにあたり、学識経験者等から意見を頂くことを目的に、各水系において、「流域委員会」の設置を予定しています。

大和川では、大和川流域委員会設立に先立ち、「大和川流域委員会準備会議」(議長：井上和也 京都大学防災研究所長・京都大学教授)を設置し、流域委員会の委員構成を定め、運営及び情報公開のあり方について審議いただきました。

今回、近畿地方整備局では、この準備会議の審議結果を受けて、「大和川流域委員会」を設立します。

委員会設立の趣旨は、「大和川水系河川整備計画の案(直轄管理区間)」の策定にあたり、

河川整備計画の原案について意見を述べる

関係住民意見の聴き方について意見を述べる

ことを目的に設立するものです。

3 . 大和川流域委員会の審議対象範囲

近畿地方整備局が、大和川において今後20～30年間の具体的な河川整備計画を策定する範囲は、国土交通大臣が直接管理している区間（以下「直轄管理区間」という。）とします。

よって本流域委員会に提示し、審議いただく、「河川整備計画の原案」の範囲は直轄管理区間内とします（図3参照）。

なお、審議については、流域全体での議論が重要と認識しております。

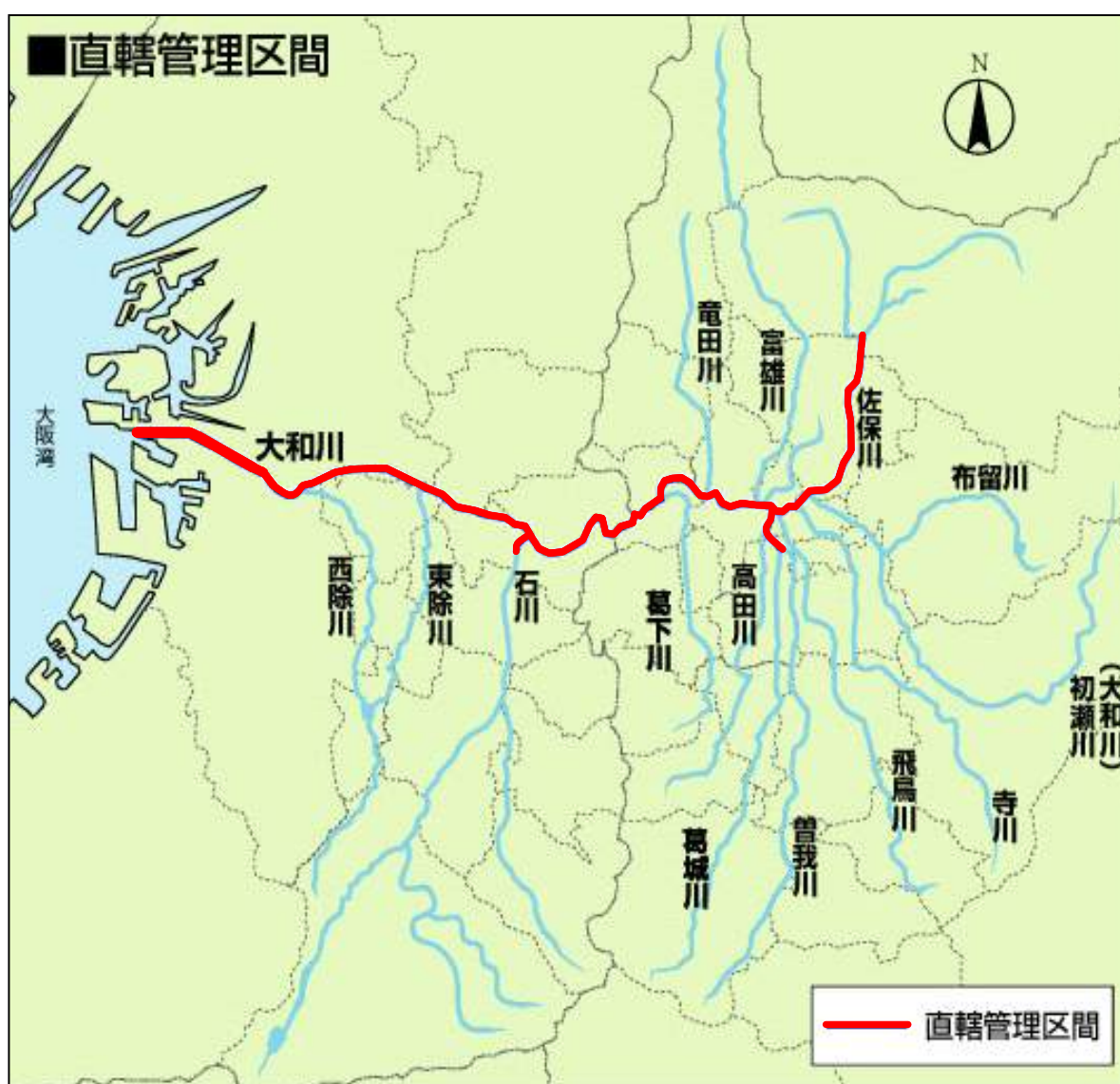


図3 直轄管理区間

4 . 大和川流域委員会準備会議の要旨

1 . 準備会議について

1) 準備会議の目的

大和川流域委員会準備会議は、大和川流域委員会の設立にあたり、委員構成を定め、運営及び情報公開のあり方についての案を定めることを目的として設置しました。

2) 準備会議の位置付け

大和川流域委員会準備会議は近畿地方整備局大和川河川事務所長が設置しました。

3) 準備会議の構成メンバー

準備会議の構成メンバーは、河川に関し学識を有する者のうちから、大和川河川事務所長が選定しました。

4) 準備会議の運営

準備会議の運営は、「大和川流域委員会準備会議運用規程」によるものとなりました。

5) 準備会議の開催経過

第1回準備会議

日時：平成15年10月19日(日)

場所：ホテルプリムローズ大阪

第2回準備会議

日時：平成15年12月15日(月)

場所：ホテルプリムローズ大阪

第3回準備会議

日時：平成16年2月7日(土)

場所：ホテルプリムローズ大阪

2. 準備会議の審議結果

1) 流域委員会の委員構成

(1) 委員会の組織(規約(案)第4条参照)

- ・ 委員の人数は、20名以内とする。
- ・ 委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。

(2) 委員の選定

委員候補者の公募方法

広報手段については記者発表、大和川流域委員会準備会議ニュース、大和川河川事務所ホームページ、及び新聞広告により行った。

委員候補者の応募及び推薦結果

12月2日を締め切りとして募集を行った結果は次のとおり。
一般からの応募50名 <うち 自薦47名、自薦+他薦1名、他薦2名>
準備会議構成メンバー及び関係機関等からの推薦24名

委員候補者の選定結果

一般からの応募3名
準備会議構成メンバー及び関係機関等からの推薦14名

準備会議で選定された17名の委員候補者に対しては、河川管理者より委員就任の意向確認を行い、了解を得た。

(3) 委員候補者

委員候補者の名簿を表1に示します。

表1 大和川流域委員会委員候補者名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	所属	分野
伊藤 忠通	奈良県立大学地域創造学部教授	経済
井上 和也	京都大学防災研究所長 京都大学教授	河川工学
沖村 孝	神戸大学都市安全研究センター教授	地盤工学
荻野 芳彦	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科教授	農業水利、 水資源環境工学
加我 宏之	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科助手	緑地計画、景観計画
黒田 伊彦	関西大学文学部非常勤講師	歴史、教育、地域活動
小松 清生	堺市立向丘小学校教諭	教育、歴史
椎葉 充晴	京都大学大学院地球環境学堂教授	水文学、水資源工学
千田 稔	国際日本文化研究センター教授 人文地理学会会長	歴史地理学
谷 幸二	大阪産業大学 人間環境学部都市環境学科非常勤講師	水生生物の分類と生態、 環境教育
中川 一	京都大学防災研究所教授	治水（土砂移動）
仲川 政成	橿原市五井町総代 五井町自主防災会会長	地域の歴史、地域活動
前迫 ゆり	奈良佐保短期大学助教授	植物生態学、保全生態学
森下 郁子	大阪産業大学人間環境学部教授	生態系
山下 淳	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	法律
米田 稔	京都大学工学研究科都市環境工学専攻助教授	環境工学(水質、土壌汚染、 環境リスク解析)
和田 萃	京都教育大学教授 奈良県立橿原考古学研究所指導研究員	日本古代史

委員総数 17名

2) 流域委員会の運営のあり方

大和川流域委員会規約に盛り込む条文について審議が行われ、以下の規約(案)が作成されました。

大和川流域委員会規約(案)

(趣旨)

第1条

本規約は、「大和川流域委員会」(以下、「委員会」という。)の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条

委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第三項に規定する趣旨に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くために近畿地方整備局長(以下、「整備局長」という。)が設置する。

(目的)

第3条

委員会は、「大和川水系河川整備計画の案(直轄管理区間)」の策定にあたり、河川管理者が策定する河川整備計画の原案、および関係住民の意見の聴き方について意見を述べることを目的とする。

(委員会の運営)

第4条

委員会の委員は20名以内で構成し、大和川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。
3. 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。
4. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、分科会を設置することができる。なお、分科会を設置する場合は分科会委員や分科会運営方針を別に定める。

(委員長)

第5条

委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第6条

委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会の議事・運営、審議結果のとりまとめ、および公表は委員会が行う。

3. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
4. 委員会は、出席委員の三分の二以上をもって意志決定を行う。なお、少数意見は、委員会が必要と認めるものについては付す。
5. 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、または、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。
6. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聴く（書面を含む）ことができる。
7. 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。
8. 委員会に、一般から寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。

（情報公開）

第7条

委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

（庶務）

第8条

委員会の庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で委員会の指示を受けて以下の業務を行う。

- 1) 会議資料（案）の作成
- 2) 議事録（案）の作成
- 3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成
- 4) 委員会の議事・運営補助
- 5) その他

（規約の改正）

第9条

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

（雑則）

第10条

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

（施行期間）

この規約は、平成16年 月 日から施行する。

3) 流域委員会の情報公開のあり方

流域委員会規約(案)第7条に基づく、情報公開の方法について審議が行われ以下の情報公開の方法(案)が作成されました。

情報公開の方法(案)

大和川流域委員会規約第7条に基づく、情報公開の方法について以下のように定める。

(1) 委員会の公開

1) 一般傍聴者に関する基本方針

一般傍聴者の受け入れについては、全ての希望者が傍聴出来るよう可能な限り配慮する。

2) 一般傍聴者の申し込みの受付

傍聴を希望する者は事前に申し込むことを基本とし、会場の収容能力に余裕があれば委員会当日に会場にて受け付ける。

3) 申込人数が会場の収容人数を越える場合等の対応

事前申し込みの人数が収容できる会場を準備することを原則とするが、申し込み人数が会場の収容人数を超えた場合は抽選とする。

事前申し込み人数が会場の収容人数未満の場合には、事前申込者はすべて傍聴を認める。当日会場で受け付けた申込者については先着順とする。

4) 会議の開催案内

会議の開催案内は、原則として記者発表を通じての案内、及びホームページでの案内とするが、その他の方法を妨げない。

(2) 委員会資料・審議結果等の作成及び情報公開

(a) 委員会資料の配付について

1) 当日の委員会資料の配付は、原則として傍聴者を含め全ての委員会参加者に配布する。

ただし、公表できない資料(例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料)などは配布しない。

2) 委員会後、委員会資料の請求があった場合は、残部の範囲内で送料負担の条件で提供する。

(b) 議事録等の作成及び公表について

3) 審議結果の取りまとめ及び審議内容の公表は、委員会の責任において行う。

4) 作成する議事録は、議事のプロセスが分かるようなものとし、作成のうえ公表する。作成にあたってはプライバシー、貴重種の生息場所等、公表できない情報の取り扱いに配慮する。

5) 議事概要(1枚程度のもの)は、必要に応じて、庶務が作成し、委員長が確認のうえ、公表することができる。

6) 公表する議事録の発言(委員・河川管理者によるもの)は、氏名の明記を要しない。反対

意見等特に発言者を明記すべき必要のある発言に限り氏名を明記する。

7) 公表する議事録の発言(一般の方・書面によるもの)は、あらかじめ了解を得たうえで、原則として氏名を明記する。

8) 公表する議事録の発言内容(委員、河川管理者、一般傍聴者によるもの)は、発言者の確認を必要とする。

9) 作成された議事録は、出席委員全員及び河川管理者による確認のうえ、委員長が最終確認を行って、確定するものとする。

(c) 配付資料、議事録等の公表の方法

10) 配布資料(委員会参加者に配布する資料)及び議事録の公表手段は、ホームページ及び閲覧を基本とする。

(d) ニュースレターの発行

11) 流域委員会としてニュースレターを、適宜発行する。

(3) その他

- ・ 流域委員会は、大和川流域委員会規約(案)第6条の6に基づいて、委員会の場で関係する自治体等から意見を聴くことができる。
- ・ 一般傍聴者の発言に関して、別紙のルールを定め、会議開催前に配布するものとする。

発言にあたってのルール（案）

会議の始め、以下の「発言にあたってのお願い」を一般傍聴者に配布し、事前に了解を得たうえで発言していただくこととする。

一般傍聴者の方々へ

大和川流域委員会 庶務

発言にあたってのお願い

会議中は、議事録作成のため、マイクを通しての録音をおこなっています。恐れ入りますが、発言にあたっては、以下の事項にご注意いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

本日は、後程、一般傍聴者の方からの発言の時間を設ける予定ですので、審議中については、ご発言をご遠慮願います。

第1回大和川流域委員会において決められた公開の原則に基づき、発言の内容については議事録を作成し、公開する予定です。

発言される際は、下記注意事項をご確認のうえ、発言の都度、冒頭で次の内容をご発言いただきますようお願いいたします。

必ずマイクを通じてご発言下さい。

お名前

ご住所（都道府県名あるいは市町村名）あるいはご所属等

（注意事項）

議事録は原則として発言者の氏名を明記し、公表されます。

議事録に記載する発言内容は発言者の確認を頂きます。

議事録は委員会の責任において作成されるため、修正追加等の希望に添えない事があります。

5 . 大和川流域委員会規約

大和川流域委員会規約（案）

（趣旨）

第1条

本規約は、「大和川流域委員会」（以下、「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

（設置）

第2条

委員会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第三項に規定する趣旨に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くために近畿地方整備局長（以下、「整備局長」という。）が設置する。

（目的）

第3条

委員会は、「大和川水系河川整備計画の案（直轄管理区画）」の策定にあたり、河川管理者が策定する河川整備計画の原案、および関係住民の意見の聴き方について意見を述べることを目的とする。

（委員会の運営）

第4条

委員会の委員は20名以内で構成し、大和川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は委員会設立の日から2年とし、再任を妨げない。
3. 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。
4. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、分科会を設置することができる。なお、分科会を設置する場合は分科会委員や分科会運営方針を別に定める。

（委員長）

第5条

委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第 6 条

委員会は、委員長が招集する。

- 2 . 委員会の議事・運営、審議結果のとりまとめ、および公表は委員会が行う。
- 3 . 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
- 4 . 委員会は、出席委員の三分の二以上をもって意志決定を行う。なお、少数意見は、委員会が必要と認めるものについては付す。
- 5 . 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、または、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。
- 6 . 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聴く(書面を含む) ことができる。
- 7 . 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。
- 8 . 委員会に、一般から寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。

(情報公開)

第 7 条

委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

- 2 . 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

(庶務)

第 8 条

委員会の庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で委員会の指示を受けて以下の業務を行う。

- 1) 会議資料(案) の作成
- 2) 議事録(案) の作成
- 3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案) の作成
- 4) 委員会の議事・運営補助
- 5) その他

(規約の改正)

第 9 条

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第 1 0 条

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成 1 6 年 月 日から施行する。

6 . 大和川流域委員会委員長の選出

大和川流域委員会規約（案）第5条

（委員長）

第5条

委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 . 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 . 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第5条第1項の定めに従い、大和川流域委員会委員長を選出する。

委員長 _____

7 . 大和川流域委員会の庶務

大和川流域委員会規約（案）第8条

（庶務）

第8条

委員会の庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で委員会の指示を受けて以下の業務を行う。

- 1) 会議資料（案）の作成
- 2) 議事録（案）の作成
- 3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成
- 4) 委員会の議事・運営補助
- 5) その他

第8条の定めに従い、大和川流域委員会の庶務は下記の者が行う。

大和川流域委員会 庶務担当

株式会社アイ・エヌ・エー 関西支店

住 所 / 〒532-0011

大阪市淀川区西中島 5-7-18 アストロ新大阪ビル 202号

T E L / 06-6885-7585

F A X / 06-6885-6177

Email / syomu@yamato-river.org

大和川流域委員会ホームページアドレス <http://www.yamato-river.org>